相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目八番、最後の住所横浜市青葉区大場町三九一番地三九　被相続人　亡　加藤　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル六階

相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区花園一丁目四七番地、最後の住所新潟市東区中木戸八〇番地二メゾンクローバー一〇五　被相続人　亡　廣瀬　智義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地

西堀一番町ビル三〇一　新潟みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀田　伸吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市船岡二丁目一〇九六番地三、最後の住所新潟市中央区山二ツ五丁目二番七号　シティパレス新潟二〇七号　被相続人　亡　品田**滿**壽雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地　バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市庄川町高儀新二七七番地二〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清澤　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

富山県高岡市丸の内二番五号アールワン丸の内ビル四階

相続財産管理人　弁護士　本田　隆慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市伏木七九四番地、最後の住所富山県滑川市中川原二五一番地　被相続人　亡　尾東　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

事務所富山市千石町五丁目六番一三号神田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　伸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市三国町平山第五六号一二番地、最後の住所福井県坂井市三国町加戸第一九九号三番地五　被相続人　亡　高口登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

福井市順化一丁目二四番四三号　ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　漆間　圭吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市両島九番、最後の住所長野県松本市両島九番一五号　被相続人　亡　勝家　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

長野県松本市石芝三丁目一三番二号

相続財産管理人　小岩　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市見付一一五三番地、最後の住所静岡県磐田市見付一一五三番地　被相続人　亡　内藤　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

静岡県掛川市久保一丁目二番六号

相続財産管理人　司法書士　花田　眞吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区紅梅町一四一番地、最後の住所大阪市北区池田町一番一―五二〇号　被相続人　亡　橋本　外男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル一階

相続財産管理人　山根　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市南清水四番、最後の住所兵庫県尼崎市南清水四番二八号　被相続人　亡　髙橋　健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

兵庫県西宮市産所町一四番五号ニュートンビル西宮三〇一号榎本・中西法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　康友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区久保町二丁目四番地、最後の住所神戸市西区伊川谷町有瀬四四番地の一六〇四号　被相続人　亡　山城　卓示

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

事務所兵庫県明石市相生町一丁目二番三四号　佐藤健宗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　健宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区宮川町四丁目一〇番地一、最後の住所神戸市兵庫区荒田町一丁目一〇番五―九〇四号　被相続人　亡　柳原　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

第49期決算公告

平成30年5月30日　札幌市豊平区月寒東４条８丁目６番５号

札幌日信電子株式会社

代表取締役社長　若林　秀博

貸借対照表の要旨　（平成30年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,353,043	流動負債	662,174
固定資産	362,610	（賞与引当金）	(86,000)
有形固定資産	258,150	固定負債	59,385
無形固定資産	1,515	**負債合計**	**721,559**
投資その他の資産	102,945	株主資本	994,094
		資本金	30,000
		資本剰余金	964,094
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	956,594
		（うち当期純利益）	(132,161)
		純資産合計	**994,094**
資産合計	1,715,653	**負債・純資産合計**	1,715,653